

令和8年度 防 災 計 画

1. 目 的

消防法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、本校の総合的な防災対策を強化し、災害の防止に努め、生命、身体の安全を確保する。

2. 基本方針

- (1) 災害を未然に防止し、万一発生の場合には臨機に行動し、生徒・職員の安全を第一に対処する。
- (2) 常時災害に留意し、避難訓練の実施及び安全管理に万全を期する。

3. 日常的な活動

- (1) 消火器、煙感知器、非常ベル、非常ドアの点検を定期的に行う。
- (2) 避難経路学習を年度当初に行う。
- (3) 校舎内の各施設、設備の点検を月1回行う。
- (4) 災害の種類別、発生時刻別訓練の講習会の実施
- (5) 地域、関係機関と連携した訓練の実施
- (6) 応急処置等の研修の実施、消火器等防災用具の取扱方法に関する研修の実施
- (7) 教職員の心の研修の実施

4. 災害対策組織

係	活 動 内 容	担 当 職 員
総務	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮と連絡警報 ・校内防災体制の見直し ・情報経過の記録 ・関連諸機関との連絡 ・生徒，保護者への連絡指示 	○校長・副校長・保健安全指導部 〃 ○教務・進路主任 ○副校長 ○各学年主任
誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒安全避難 ・非常口の開放 ・人員確認 	[各階の職員又は副担任] [各授業担当者・学級担任]
搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・出席簿、学籍 ・生徒名簿 (避難開始とともに搬出) ・公簿，備品 ・その他重要書類 ・非常持出一覧表の作成 	○副校長・教務・事務職・保健安全指導部
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器などによる初期消火 ・消防隊への協力 ・地域、関係機関と連携した訓練の実施 	[現場近くの職員] ○保健安全指導部
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救急処置及び運搬 	○養護教諭・保健安全指導部
警備	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒掌握 ・混乱の防止 ・逃げ遅れた生徒の有無の確認 	○生徒指導部・保健安全指導部
連絡調整者	○学校長、副校長が参集するまでの間、区災害対策本部や教育委員会事務局、地域防災拠点運営委員会等との連絡調整などの地震発生直後の初動対応を行う。	○校長・副校長・連絡調整者 3名
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器、防災設備の定期点検 ○校内の施設、設備の安全点検 ○安全点検チェック表の作成 	○保健安全指導部
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種類別、発生時刻別の訓練の実施 ○地域、関係機関と連携した訓練の実施 	○保健安全指導部
研修	<ul style="list-style-type: none"> ○応急処置等の研修の実施 ○消火器等防災用具の取扱方法に関する研修の実施 ○教職員の心の研修の実施 	○保健安全指導部

5. 災害対策

(1) 火 災

- ① 発見者は、出火の旨を報告し、伝令を受けたものは、非常ベルを鳴らし、放送により全校に状況を連絡する。直ちに消防署へ連絡する。
- ② 避難と誘導
 - ・生徒を落ち着かせ、出火場所以外の窓を締める。
 - ・廊下に整列させ、すみやかに避難させる。
 - ・職員は先頭に位置し、安全な避難を第一とし、訓練時の経路によるが、火災の発生場所より臨機の処置が必要である。
 - ・非常とびら、防火シャッターに充分注意すること。
 - ・避難後、学級担任は生徒人員を確認して、本部に報告する。

学級担任 → 学年主任 → 副校長 → 校長

- ③ 原則として生徒の避難を第一とするが、初期消火によって未然に防ぐことができる状況下にあつては、火災発生付近の職員は危険のない範囲内で消火に努める。

(2) 地 震

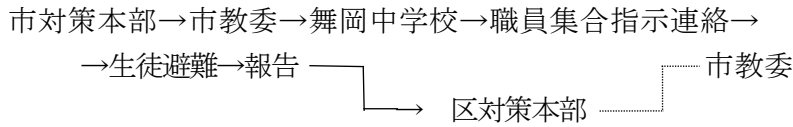
- ① 普通教室では、出入口のドア及び窓をあけた後、すぐに机の下に身を沈める。落下物に注意し、状況を判断する。
- ② 実験室、調理室等火を使っているときは、すみやかに消す。
- ③ 状況により屋外に避難する場合は、別紙避難経路により、カバン等で頭部をおおい、校庭に避難し、人員確認は火災に準ずる。
- ④ 休憩時間中、清掃中、放課後
直ちに近くの机等の下にもぐり、主要動の終わったところで放送の指示により校庭へ避難する。
- ⑤ 屋外にいる場合は、建物からなるべくはなれてから腰をおろす。
- ⑥ 登下校ときは、落ち着いて危険物から離れ、主要動が終わったら、地区避難へ行く。保護者が来るまで、地区避難所での指示に従う。

(3) 防火管理責任者組織

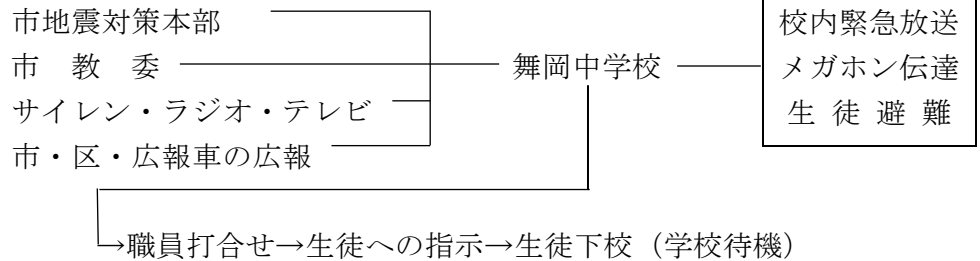
防 火 管 理 者	防 火 責 任 者	建築物等の検査責任者 (副校長)
		建物内外の防火上の位置、使用状況、障害物の除去等の管理及び検査の任にあたる。
		防火消防設備検査責任者 (副校長)
		警報施設、消火栓、消火器、防火シャッター等の管理と検査に当たる。
		火気使用施設検査責任者 (副校長・鈴木)
		炊事器具、採暖用器具、湯沸器等の管理と検査に当たる。
		電気設備検査責任者 (副校長・鈴木)
		電気工事者と連携をとり電気配線器具の火災予防、放送設備等の管理と検査の任に当たる。

6. 大規模地震警戒宣言および注意報 発令時 市内のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき。

(1) 情報組織



(2) 情報の収集・伝達

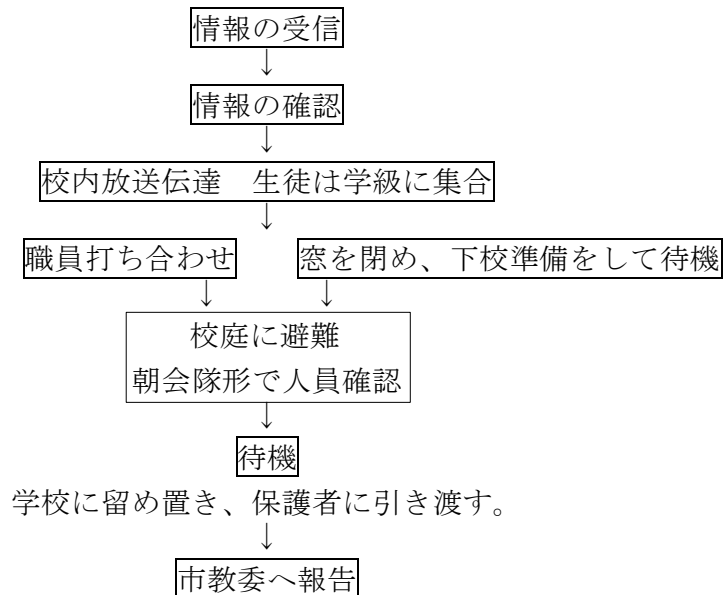


・学校と家庭間の連絡，指示，報告等は，メール配信、P T A校外委員によって行う。

(3) 生徒の保護対策

① 在 校 時

- ・授業を打ち切りとし，原則として生徒は留め置きとする。
- ・学区外及び個別支援級の生徒についても学校に残り，教師の指示にしたがう。



② 学校行事実施中（校外活動中）

- ・学校行事を中止し，生徒を安全な場所へ避難誘導する。
- ・現地の状況を把握した後，学校に報告指示を受ける。

③ 登下校時

- ・登下校時に発令された場合は帰宅させる。
- ・教師は学校周辺の通学路において，安全に誘導する。
- ・登校している生徒に関しては在校時に準ずる。

④ 在 宅 時

- ・解除するまで休校とする。
- ・家庭で待機し，家庭や地域の指示にしたがって行動する。

風水害時の「警報」発表時における児童生徒の安全確保について

1. 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部）に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が午前6時の段階で発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日は、「臨時に休業」の措置を講ずる。
したがって、当日の給食は全市一斉に中止となる。
ただし、盲・ろう・養護学校は午前6時、定時制高等学校は午後2時とし、特別な事情のある高等学校については、別に当該校で基準を定める。
なお、遠足、修学旅行、体験学習なども延期・中止となるが、特別な場合は、校長が適切な措置を講ずる。
2. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。この場合には、全市一斉の給食中止は行わない。
3. 登校後「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発表された場合、速やかに「授業時間繰り上げ」措置を講ずる。ただし、「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。
4. 各学校は、上記1～3の状況が想定される場合に鑑み、臨時に休業すること、授業時間の繰り上げることの措置及びテレビ・ラジオ等により情報を正確に把握すること等を、年度初め、学期初め、前日など事前に各家庭に周知徹底する。
5. 報告について
 - (1) 上記1により、全市一斉に「臨時に休業」の場合は報告を要しない。
 - (2) 学校ごとに「臨時に休業」の措置をとった場合は「横浜市立学校の管理運営に関する規則」第8条第2項により、(3)と同様の課に速やかに文書をもって報告する。
 - (3) 「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」以外の警報で「臨時に休業」又は「授業時間の変更」の措置をとった場合、その報告は、小・中学校は指導第一課に、高等学校は指導第二課に、盲・ろう・養護学校は養護教育総合センター相談指導室に行く。
 - (4) 神奈川県等から調査がある（指導第一課からFAX送信の）場合は、すべての学校が指導第一課に連絡する。

7. 光化学スモッグによる被害の防止について

(1) 緊急連絡体制と緊急時発令に基づく措置

ア. 発令について

- ・警報、注意報等の発令があった場合、横浜市立学校ファックス連絡網による緊急連絡が有る。

イ. 発令に基づく措置

- ・光化学スモッグについて注意報が発せられた場合、次のように具体的かつ適切な対応を図る。

発令の種類	措 置
注 意 報	・運動（身体活動）を行う場合は、特に生徒の状態を十分把握し、過度な運動を避け、慎重に行う。
警報・重大 緊急時警報	・屋外・屋内を問わず、一切の過度な運動（身体運動）を中止する。

※ 被害が予想される時は、速やかに屋外の活動を取り止め、児童・生徒を校舎に避難させたり、風向きを考慮して、窓やカーテンを閉める。

ウ. 被害発生時の措置

- ・被害者の救急措置

初期症状の的確な把握と適切な措置をとる。

〈軽症者の措置〉

眼やのどの痛みを訴える児童生徒に対しては、速やかに水道水で洗眼やうがいをさせる。

〈重傷者の措置〉

手足のしびれ、呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状がでた場合には、軽症者と区別して別室で休養させ、被害者の心身の安静を図り、学校医等の指示を受けさせる。

状況によって医療期間に移送し、専門的な診療を受けさせる。

エ. 校内における緊急体制

- ・連絡体制 外部 → 副校長 → 今井 → 各学年主任

- ・放課後、休日等で予報、注意報等の発令の有無が不明な場合、部活動等で運動（身体活動）を行う時は、テレホンサービス〔TEL 0463-24-3322〕で確認し、上記の措置で対応する。

8. 避難経路図・避難場所 → 2026避難経路図